

市では、多様化する地域の課題や市民ニーズにこたえるため、NPO法人などの市民活動団体と行政、市民活動団体同士がお互いの特性を生かしながら協力・連携して事業に取り組む「協働まちづくり事業」を推進しています。あなたのアイデアを、まちづくりに活かしてみませんか？  
 〓市民協働課協働推進室  
 ☎44-3107

## 「協働まちづくり事業」ってどんなもの？

- ◇「協働まちづくり事業」とは、市民活動団体と行政とが、各自の役割分担や経費負担などを明確にした上で、地域課題の解決や市民ニーズの実現などに取り組む事業です。
- ◇市民の皆さんが持っている経験や技術を活かしたアイデア、行政とは違った視点での提案を募集し、市民の皆さんと行政が協働してまちづくりに取り組みます。

## 「協働まちづくり事業」の対象となる事業は？

- ◇主に市内で実施する次の**1**～**3**の事業が対象となります。
  - 1**市のまちづくりの施策に合致し、総合計画に掲げた29の取り組みに沿って提案される事業
  - 2**提案団体と市が協働して実施することにより、地域課題の解決や市民ニーズが実現できる事業
  - 3**公益性があり、団体の特性を発揮した先駆的で新たな視点からの取り組みである事業
- ◇対象となる事業は、役割分担や経費負担などにより次の**1**～**3**の3種類に区分されます。
  - 1**委託事業…本来、行政が行う公共サービスを市民活動団体に委託することで、効率的で効果的な事業の実施につながると認められた場合に事業を委託するものです。
  - 2**補助事業…特定の事業の実施や研究などを支援・促進するため、公益上必要があると認められた場合に市が事業費の補助を行うものです(事業費の3分の2以内で補助)。
  - 3**連携事業…行政からの金銭的支援はありませんが、市が公共施設の使用を手配したり事業に必要な広報をしたりなど、お互いに連携し合って事業を実施するものです。

## 応募資格や申込方法は？

- 応募資格** 次の**A**～**D**に該当する団体
- A**…市内に事業所を置き、主に市内で市民活動を行っているまたは、今後活動計画がある
  - B**…代表者を含め5人以上である
  - C**…団体に関する定款・規約などがあり、それに基づいて運営している
  - D**…提案する事業を的確に遂行できる能力があり、その成果報告ができる
- 申込方法** 3月18日(水)までに、事業提案書や事業計画書など必要な書類を市役所4階・市民協働課協働推進室まで提出してください。
- ◇申し込みは、1つの市民活動団体につき、1つの事業に限ります。
  - ◇必要書類や実施要領などは、市役所4階・市民協働課や下記説明会で配布するほか、説明会の翌日からは市ホームページからダウンロードもできます。まずは、説明会にご参加ください。
- 説明会を開催します！**  
 日時・場所 2月13日(金) 午後7時～ 総合センター4階・大会議室

## 事業実施のスケジュール

- ▽応募受付(協働まちづくり事業の募集)…2月16日(月)～3月18日(水)
- ▽書類審査…3月下旬～4月上旬
- ▽公開プレゼンテーション
  - 日時・場所 4月中旬開催予定。詳しくは、後日、本紙でお知らせします。
  - 内容 応募団体による提案内容の発表(1団体10分程度の説明と質疑応答を行います)
  - ◇どなたでも見学できます。見学希望の方は、直接、会場へお越しください。
- ▽採択事業の決定…5月上旬予定。実施事業の決定後、市ホームページで公開します。
- ▽事業の実施…6月上旬以降
  - ◇担当課協議・事務手続きを経て、事業を実施していただきます。事業期間中盤には中間評価、事業終了時には実績報告を行っていただきます。
- ▽事業の完了…平成28年2月12日(金) 事業完了の実績報告を受け、事後評価を行います。
- ▽事業報告会…平成28年3月開催予定



皆さんからのご応募をお待ちしています！